

議案第 22 号

富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件

富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は県の職員（同法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害賠償責任の一部免責に関し、必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。

(1) 地方警務官（警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 56 条第 1 項に規定する地方警務官をいう。以下この条において同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 知事 6

イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員 4

ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員又は公営企業管理者 2

エ 県の職員（地方警務官並びにイ及びウに掲げる県の職員を除く。） 1

(2) 地方警務官 地方自治法施行令第 173 条第 1 項第 2 号に規定する地方警務官

の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア 警察本部長 2

イ 警察本部長以外の地方警務官 1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用)

2 第2条の規定は、知事等のこの条例の施行の日以後の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

議案第 23 号

公立大学法人富山県立大学の役員の損害賠償責任の限度額を定める条例制定の件

公立大学法人富山県立大学の役員の損害賠償責任の限度額を定める条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

公立大学法人富山県立大学の役員の損害賠償責任の限度額を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 19 条の 2 第 4 項の規定に基づき、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）の役員の法人に対する損害賠償責任の限度額を定めるものとする。

(損害賠償責任の限度額)

第 2 条 地方独立行政法人法第 19 条の 2 第 4 項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成 15 年政令第 486 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる法人の役員の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事 2

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する条例制定の件

富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県社会教育に関する教育機関の事務の管理及び執行の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる社会教育に関する教育機関の設置、管理及び廃止に関する事務（同法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、当該教育機関のみに係るものと含む。）は、知事が管理し、及び執行することとする。

- (1) 富山県美術館
- (2) 富山県水墨美術館
- (3) 富山県立山博物館

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（富山県美術館条例の一部改正）

2 富山県美術館条例（昭和55年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。
第5条中「富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に、「教育委員会が」を「知事が」に改める。

第6条第3号、第7条第1項ただし書、第8条第2項、第10条第1項、第14条第1項各号列記以外の部分及び第2項、第15条第1項第5号及び第2項並びに第17条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（富山県水墨美術館条例の一部改正）

3 富山県水墨美術館条例（平成10年富山県条例第39号）の一部を次のように改正

する。

第5条中「富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に、「教育委員会が」を「知事が」に改める。

第6条第3号、第7条ただし書、第8条ただし書、第10条第1項、第14条第1項各号列記以外の部分及び第2項、第15条第1項第5号及び第2項並びに第17条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第19条（見出しを含む。）中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（富山県立山博物館条例の一部改正）

4 富山県立山博物館条例（平成3年富山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第6条中「富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「知事」に、「教育委員会が」を「知事が」に改める。

第7条第3号、第8条ただし書、第9条ただし書、第10条第1項及び第2項各号列記以外の部分並びに第15条ただし書及び第3号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第16条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「知事」に改め、同条第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条第4号中「教育委員会」を「知事」に改める。

第18条第2項中「教育委員会」を「知事」に改める。

第21条（見出しを含む。）中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

（富山県美術館条例、富山県水墨美術館条例及び富山県立山博物館条例の一部改正に伴う経過措置）

5 この条例の施行の際前3項の規定による改正前の富山県美術館条例、富山県水墨美術館条例及び富山県立山博物館条例（以下「旧富山県美術館条例等」という。）の規定により富山県教育委員会がした指定、承認その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行前に旧富山県美術館条例等の規定により富山県教育委員会に対してなされた承認の申請その他の行為については、前3項の規定による改正後の富山県美術館条例、富山県水墨美術館条例及び富山県立山博物館条例（以下「新富山県美術館条例等」という。）の相当規定により知事がした指定、承認その他の行為又は知事に対してなされた承認の申請その他の行為とみなす。

- 6 この条例の施行の際現に旧富山県美術館条例等の規定により任命された委員（以下「委員」という。）は、この条例の施行の日に、新富山県美術館条例等の相当規定により任命された委員とみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、新富山県美術館条例等の規定にかかわらず、同日における旧富山県美術館条例等の相当規定により任命された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 7 この条例の施行の際現に旧富山県美術館条例等の規定により互選された委員長及び副委員長である者は、この条例の施行の日に、新富山県美術館条例等の相当規定により委員長及び副委員長として互選されたものとみなす。

議案第 25 号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の件

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 22 項を次のように改める。

22 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（上市町、立山町、入善町及び朝日町に限る。）

- (1) 法第 4 条第 1 項の規定による土地を譲渡しようとする場合の届出の受理
- (2) 法第 5 条第 1 項の規定による土地の買取り希望の申出の受理
- (3) 法第 6 条第 1 項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び通知
- (4) 法第 6 条第 3 項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知

別表第 3 第 3 項中第 18 号を第 20 号とし、第 12 号から第 17 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項第 11 号中「第 11 条の 2 」を「第 11 条の 3 」に改め、同号を同項第 13 号とし、同項第 10 号の次に次の 2 号を加える。

- (11) 法第 11 条の 2 第 1 項の規定による使用の休止の届出の受理
- (12) 法第 11 条の 2 第 2 項の規定による使用の再開の届出の受理

別表第 4 第 27 の 2 項第 23 号中「第 22 条の 6 第 2 項」を「第 21 条の 5 第 2 項」に改め、同項第 24 号中「第 22 条の 6 第 3 項」を「第 22 条の 6 」に改め、同項第 43 号を同項第 50 号とし、同項第 39 号から同項第 42 号までを 7 号ずつ繰り下げ、同項第 38 号中

「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同号を同項第44号とし、同号の次に次の1号を加える。

(45) 法第25条第5項の規定による報告の要求又は立入検査

別表第4第27の2項第37号中「第25条第2項」を「第25条第3項」に改め、同号を同項第43号とし、同項第36号中「第25条第1項」を「第25条第2項」に改め、同号を同項第42号とし、同項第35号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号を同項第40号とし、同号の次に次の1号を加える。

(41) 法第25条第1項の規定による指導又は助言

別表第4第27の2項第34号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に、「第23条第3項」を「第23条第4項」に改め、同号を同項第39号とし、同項第33号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号を同項第37号とし、同号の次に次の1号を加える。

(38) 法第24条の4第1項において準用する法第23条第3項の規定による公表

別表第4第27の2項第32号中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同号を同項第36号とし、同項第31号を同項第35号とし、同項第30号を同項第34号とし、同項第29号中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同号を同項第33号とし、同項第28号を同項第29号とし、同号の次に次の3号を加える。

(30) 法第24条の2第1項の規定による勧告

(31) 法第24条の2第2項の規定による措置の命令

(32) 法第24条の2第3項の規定による報告の要求又は立入検査

別表第4第27の2項第27号中「第23条第3項」を「第23条第4項」に改め、同号を同項第28号とし、同項第26号の次に次の1号を加える。

(27) 法第23条第3項の規定による公表

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第4第27の2項の改正規定は、令和2年6月1日から施行する。

(処分、届出等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1第22項に定める事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日

(以下「施行日」という。) 前に当該法令の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後において町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令の適用については、当該町の長がした処分その他の行為又は当該町の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

議案第 26 号

富山県職員定数条例一部改正の件

富山県職員定数条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時に雇用」を「臨時的に任用」に改める。

第2条の表中

知 事	一般職員（富山県病院事業会計に属する職員を除く。）	3,176人	を
	富山県病院事業会計に属する職員	1,017人	

知 事	一般職員（富山県病院事業会計又は富山県流域下水道事業会計に属する職員を除く。）	3,100人	に、
	富山県病院事業会計に属する職員	1,025人	
	富山県流域下水道事業会計に属する職員	9人	

「74人」を「51人」に、「2,804人」を「2,792人」に、「572人」を「573人」に、「8,044人」を「7,951人」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等
一部改正の件

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を次
のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等
の一部を改正する条例

(県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和
26年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項中「第 3 項まで」の次に「及び第15条の 3 第 1 項」を加える。

第11条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て支援部分休暇」に改める。

第15条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て支援部分休暇）

第15条の 3 子育て支援部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が
次に掲げる子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが
相当であると認められる場合における休暇とする。

(1) 満 6 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 9 歳に達する日以後の最初の
3 月 31 日までの間にある子

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年
法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する障害者又は同条第 2 項に規定する障
害児である子で、満 9 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 18 歳に達する
日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるもの

2 子育て支援部分休暇の時間は、1日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と
認められる時間とする。

3 子育て支援部分休暇については、富山県一般職の職員等の給与に関する条例
第15条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、同条例第19条第 1

項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て支援部分休暇」に改める。

（県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（平成18年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

（富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 富山県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年富山県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第19条第 2 項中「又は介護時間」を「、介護時間」に改め、「につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。」の次に「又は子育て支援部分休暇（当該職員（育児短時間勤務職員等（同法第10条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による勤務をすることとなつた職員を含む。）をいう。）を除く。）が満 6 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（同法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下この項において同じ。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する障害者若しくは同条第 2 項に規定する障害児である子で、満 9 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるものを養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 県職員及び県費負担教職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第25条第 2 項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、「介護時

間」という。)」の次に「又は勤務時間条例第15条の3第1項の規定による子育て支援部分休暇(以下この項及び次項において「子育て支援部分休暇」という。)」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て支援部分休暇」に改め、同条第3項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て支援部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て支援部分休暇」に改める。

議案第 28 号

富山県職員の服務の宣誓に関する条例一部改正の件

富山県職員の服務の宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

富山県職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年富山県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法第22条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者が別に定めることができる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例一部改正の件

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年富山県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 243 条の 2 」を「第 243 条の 2 の 2 」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 30 号

富山県一般職の職員等の給与に関する条例及び富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例一部改正の件

富山県一般職の職員等の給与に関する条例及び富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県一般職の職員等の給与に関する条例及び富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

(富山県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 のイの表の備考の 1 中「小学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

別表第 6 の(3)のイの表中「又は小学校」を「、小学校又は義務教育学校」に改める。

(富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正)

第 2 条 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第42条第 1 項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第42条の 2 第 1 項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第47条の 2 第 1 項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 31 号

富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例一部改正の件

富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「の小学部、中学部若しくは高等部」を削る。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理等）

第 7 条 義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 7 条に規定する指針に基づき、教育委員会（義務教育諸学校等（市町村立のものに限る。）の教育職員にあつては、市町村教育委員会）の定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の改正規定（「の小学部、中学部若しくは高等部」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例一部改正の件

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

富山県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成20年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100,000 分の40」を「100,000 分の38」に改める。

附則第2項中「平成30年4月1日から平成32年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「100,000 分の40」を「100,000 分の38」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 33 号

富山県特別会計条例一部改正の件

富山県特別会計条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県特別会計条例の一部を改正する条例

富山県特別会計条例（昭和39年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第15号を削り、第16号を第15号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(16) 富山県流域下水道事業会計 流域下水道事業の経営

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際富山県流域下水道事業特別会計に属する権利義務は、富山県流域下水道事業会計に帰属するものとする。

議案第 34 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 の 68 の 項中 「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」 を 「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」 に改め、同表の 146 の 項中 「毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第 261 号）第36条の 7 第 1 項第 1 号の規定に基づく」 を削り、「第 4 条第 1 項に規定する」 を 「第 4 条第 2 項の規定に基づく」 に改め、同表の 147 の 項を次のように改める。

147 削除		
--------	--	--

別表第 1 の 148 の 項中 「毒物及び劇物取締法施行令第36条の 7 第 1 項第 3 号の規定に基づく」 を削り、「に規定する」 を 「の規定に基づく」 に改め、同表の 149 の 項中 「第 4 条第 3 項」 を 「第 4 条第 2 項」 に改め、同表の 150 の 項中 「毒物及び劇物取締法施行令第36条の 7 第 1 項第 1 号の規定に基づく」 を削り、「第 4 条第 4 項に規定する」 を 「第 4 条第 3 項の規定に基づく」 に改め、同表の 151 の 項を次のように改める。

151 削除		
--------	--	--

別表第 1 の 152 の 項中 「第 4 条第 4 項」 を 「第 4 条第 3 項」 に改め、同表の 154 の 項を次のように改める。

154 削除		
--------	--	--

別表第 1 の 155 の 項中 「毒物及び劇物取締法施行令」 の次に 「（昭和30年政令第 261 号）」 を加え、「販売業の」 を 「製造業、輸入業又は販売業の」 に、「毒物又は劇物の販売業登録票書換え交付手数料」 を 「毒物又は劇物の製造業、輸入業又は

販売業登録票書換え交付手数料」に改め、同表の 156 の項中「販売業の」を「製造業、輸入業又は販売業の」に、「毒物又は劇物の販売業登録票再交付手数料」を「毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業登録票再交付手数料」に改め、同表の 157 の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者」を「覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者」に、「覚せい剤施用機関指定申請手数料」を「覚醒剤施用機関指定申請手数料」に、「覚せい剤研究者指定申請手数料」を「覚醒剤研究者指定申請手数料」に改め、同表の 158 の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者等指定申請経由手数料」を「覚醒剤製造業者等指定申請経由手数料」に改め、同表の 159 の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤製造業者等指定証再交付経由手数料」を「覚醒剤製造業者等指定証再交付経由手数料」に改め、同表の 160 の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤施用機関等指定証再交付手数料」を「覚醒剤施用機関等指定証再交付手数料」に改め、同表の 161 の項中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤原料取扱者指定申請手数料」を「覚醒剤原料取扱者指定申請手数料」に、「覚せい剤原料研究者指定申請手数料」を「覚醒剤原料研究者指定申請手数料」に改め、同表の 174 の項中「6,100 円」を「6,400 円」に改め、同表の 389 の 9 の項中「(ア)に掲げる額に、203,000 円の範囲内において」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年 経済産業省令第 1 号 国土交通省）第 1 条第 1 項第 1 号イに規定する設計一次エネルギー消費量（以下この項及び次項において「設計一次エネルギー消費量」という。）の算出について」に、「共用部分」という。) の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた」を「共用部分」という。) を計算する方法により算出する場合にあっては(ア)に掲げる額に 203,000 円の範囲内において共用部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額、共

用部分を計算しない方法により算出する場合にあっては(ア)に掲げる」に、「(ア)に掲げる額に、502,000円の範囲内において、共用部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた」を「設計一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算する方法により算出する場合にあっては(ア)に掲げる額に502,000円の範囲内において共用部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額、共用部分を計算しない方法により算出する場合にあっては(ア)に掲げる」に改め、同表の389の10の項中「(ア)に掲げる額に、203,000円の範囲内において、共用部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた」を「設計一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算する方法により算出する場合にあっては(ア)に掲げる額に203,000円の範囲内において共用部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額、共用部分を計算しない方法により算出する場合にあっては(ア)に掲げる」に改め、同表の389の10の項中「(ア)に掲げる額に、350,000円の範囲内において、共用部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた」を「設計一次エネルギー消費量の算出について、共用部分を計算する方法により算出する場合にあっては(ア)に掲げる額に350,000円の範囲内において共用部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額、共用部分を計算しない方法により算出する場合にあっては(ア)に掲げる」に改め、同表の389の14の項中「(平成28年経済産業省令第1号)」を削り、同表の418の項中「第7条第4項」を「第7条第5項」に改め、同表の備考の11を同表の備考の13とし、同表の備考の10の次に次のように加える。

11 この表の389の14の項に掲げる手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表の389の14の項により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額に相当する額を合算した額とする。

12 この表の389の15の項に掲げる手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による変更の認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における当該手数料の額は、当該変更後の建築

物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する申請建築物及び他の建築物の各建築物（変更がないものを除く。）についてそれぞれ別の申請があったものとみなしてこの表の389の15の項により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額（当該変更により建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに記載される建築物については、この表の389の14の項により算出した建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額）に相当する額を合算した額とする。

別表第3の4の項中「17,000円」を「18,000円」に改め、同表の5の項中「9,000円」を「9,300円」に、「8,500円」を「8,800円」に、「8,400円」を「8,700円」に、「7,900円」を「8,200円」に改め、同表の6の項中「7,600円」を「7,900円」に、「7,100円」を「7,400円」に、「6,000円」を「6,200円」に、「5,500円」を「5,700円」に改め、同表の7の項中「20,700円」を「21,400円」に、「20,200円」を「20,900円」に改め、同表の7の2の項中「6,100円」を「6,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別表第1の389の9の項、389の10の項、389の14の項及び備考の改正規定公布の日
 - (2) 別表第1の157の項から161の項までの改正規定 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行の日
- 2 この条例の施行の際現になされている申請、申込み等に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第1及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 35 号

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例一部改正の件

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例の一部を改正する条例

富山県中山間地域における持続可能な地域社会の形成に関する条例（平成31年富山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第 7 条第 1 項の規定により指定棚田地域として指定された区域

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 36 号

富山県利賀芸術公園条例一部改正の件

富山県利賀芸術公園条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県利賀芸術公園条例の一部を改正する条例

富山県利賀芸術公園条例（平成 6 年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 岩舞台

別表の 1 の表中

新利賀山房	日額32,700円
-------	-----------

を

新利賀山房	日額32,700円
岩舞台	日額 4,400円

に改め、同表の備考第 2 項中「新利賀山房」の次に「、岩舞台」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 37 号

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基
準を定める条例の一部を改正する条例一部改正の件

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める
条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基
準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める
条例の一部を改正する条例（平成26年富山県条例第75号）の一部を次のように改正
する。

附則第 2 項第 2 号中「平成31年11月30日」を「令和 3 年 11 月 30 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

富山県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例一部改正の件

富山県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県興行場の公衆衛生上の基準を定める条例（昭和59年富山県条例第31号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ
繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 39 号

富山県食品衛生条例一部改正の件

富山県食品衛生条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県食品衛生条例の一部を改正する条例

富山県食品衛生条例（平成11年富山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第50条第 2 項の規定による公衆衛生上講ずべき措置の基準、法」を削る。

第 2 条を削る。

第 3 条中「別表第 3 」を「別表第 1 」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条第 4 項を削り、同条を第 3 条とする。

第 5 条を削る。

第 6 条第 1 項中「第 2 条から前条まで」を「前 2 条」に改め、「以下同じ。」を削り、同条第 2 項中「第 4 条」を「前条」に改め、同条を第 4 条とする。

第 7 条中「別表第 4 」を「別表第 2 」に改め、同条を第 5 条とし、第 8 条を第 6 条とする。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

別表第 3 中「（第 3 条関係）」を「（第 2 条関係）」に改め、同表第 1 項第 3 号中「水道水」の次に「（水道法（昭和32年法律第 177 号）第 3 条第 1 項に規定する水道から供給される水をいう。）」を加え、同項第 5 号中「器具」の次に「（法第 4 条第 4 項に規定する器具をいう。以下同じ。）」を加え、同表第 2 項第 13 号中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に、「せり売場所」を「競り売り場所」に改め、同項第 14 号中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め、同項第 15 号中「食品」の次に「（法第 4 条第 1 項に規定する食品をいう。次号において同じ。）」を加え、同項第 22 号中「ショートニング製造業」を「ショートニング^{しょう}製造業」に改め、同項第 23 号中「醤油製造業」を「しょうゆ製造業」に改め、同項第 26 号中「納豆^{なづ}製造業、めん類製造業」を「納豆製造業、麺類製造業」に

改め、同表を別表第1とする。

別表第4中「（第7条関係）」を「（第5条関係）」に改め、同表を別表第2とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の富山県食品衛生条例第1条、第2条、第4条第4項、第5条、第6条、別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

議案第 40 号

富山県ふぐの取扱いに関する条例一部改正の件

富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例

富山県ふぐの取扱いに関する条例（平成22年富山県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第32条第 2 号を削り、同条第 3 号を同条第 2 号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 41 号

富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例一部改正の件

富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「3 年」を「5 年」に改める。

第11条第 4 項中「受けさせるよう努めなければならない」を「第 3 条第 2 項の有効期間ごとに 1 回以上受けさせなければならない」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に受けている富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 3 条第 1 項の規定による登録（同条第 5 項の規定により当該登録の有効期間の起算日がこの条例の施行の日以後となるものを除く。）の有効期間については、この条例による改正後の富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行後に受けた富山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 3 条第 3 項の規定による更新の登録であって、同条第 5 項の規定により当該登録の有効期間の起算日がこの条例の施行の日前となるものの有効期間については、新条例第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 42 号

富山県動物の愛護及び管理に関する条例一部改正の件

富山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富山県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和55年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第26条第 1 項」を「第25条の 2 」に改める。

第 7 条中「第34条第 1 項」を「第37条の 3 第 1 項」に改め、「法第24条第 1 項（法第24条の 4 において読み替えて準用する場合を含む。）又は第33条第 1 項の規定による立入検査その他の」を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 43 号

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年富山県条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「5 年」を「10 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 44 号

富山県がん対策推進条例一部改正の件

富山県がん対策推進条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県がん対策推進条例の一部を改正する条例

富山県がん対策推進条例（平成24年富山県条例第92号）の一部を次のように改正する。

第11条第 2 項中「第25条の 4 第 3 号」を「第28条第 3 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 45 号

富山県産業技術研究開発センター条例一部改正の件

富山県産業技術研究開発センター条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県産業技術研究開発センター条例の一部を改正する条例

富山県産業技術研究開発センター条例（昭和61年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表の11の項中「7,500円」を「8,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に依頼の承認を受けている者の当該承認に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表の2の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 46 号

富山県病院事業の設置等に関する条例一部改正の件

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項の表中「内科 精神科」を「内科 腎臓内科 循環器内科 血液内科 呼吸器内科 消化器内科 内分泌・代謝内科 感染症内科 腫瘍内科 漢方・リウマチ科 精神科」に、「放射線科 麻酔科」を「放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科 緩和ケア内科」に改める。

第 8 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 47 号

富山県農林水産総合技術センター条例一部改正の件

富山県農林水産総合技術センター条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県農林水産総合技術センター条例の一部を改正する条例

富山県農林水産総合技術センター条例（平成19年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 9 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者以外の者に係る使用料又は手数料の額は、同項に定める額に 100 分の 150 を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

別表の 1 の表の備考以外の部分を次のように改める。

種別	単位	金額
1 土壌・植物簡易測定機器	1 台につき 1 時間	100 円以上 2,400 円以下
2 植物培養機器	1 台につき 1 時間	100 円以上 600 円以下
3 食品加工機械設備（試験等の性質上 1 日単位で使用するものを除く。）及び食品試験機器	1 台又は 1 室につき 1 時間	100 円以上 2,500 円以下
4 食品加工機械設備（試験等の性質上 1 日単位で使用するものに限る。）	1 台、 1 室又は 1 区画につき 1 日	100 円以上 5,900 円以下
5 木材加工機械及び木材試験機械	1 台につき 1 時間	200 円以上 5,500 円以下
6 林業機械及び研修室	1 台又は 1 室につき 1 時間	200 円以上 1,300 円以下

別表の 1 の表の備考の 1 を次のように改める。

1 利用時間に単位未満の端数があるとき、又は利用時間が単位に満たない

ときは、当該単位まで切り上げて計算する。

別表の2の表の4の項中「10,500円」を「15,100円」に改め、同表の7の項中「1試料」の次に「又は1試料1菌種」を加え、同表の8の項中「又は1試料1サイクル」を削り、「1,200円以上10,800円」を「800円以上2,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この条例による改正後の第9条第2項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 48 号

富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例一部改正の件

富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年富山県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県道」の次に「を新設し、又は改築する場合における県道」を加える。

第2条第2項第23号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同号を同項第24号とし、同項中第22号を第23号とし、第15号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

（15）自転車通行帯　自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分をいう。

第3条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項本文中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第5条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2　自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2　自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定

する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第32条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第41条中「第7条第1項」の次に「、第9条第1項及び第2項」を加える。

第42条中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の県道については、この条例による改正後の富山県道路法に基づく県道の構造の技術的基準等を定める条例第7条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 49 号

富山県港湾管理条例一部改正の件

富山県港湾管理条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県港湾管理条例の一部を改正する条例

富山県港湾管理条例（昭和37年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 及び別表第 9 中「、北 1 号岸壁」を削る。

別表第10の12の項を削り、同表の13の項中「野積場」を「荷さばき地」に改め、同項を同表の12の項とし、同表中14の項を13の項とし、15の項を14の項とし、16の項を15の項とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第10の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

議案第 50 号

富山県建築基準法施行条例一部改正の件

富山県建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

富山県建築基準法施行条例（平成14年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項第2号中「第112条第18項第2号」を「第112条第19項第2号」に改め、同項第3号中「第112条第19項及び第20項」を「第112条第20項及び第21項」に改め、同条第3項中「第112条第19項」を「第112条第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 51 号

富山県営住宅条例一部改正の件

富山県営住宅条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県営住宅条例の一部を改正する条例

富山県営住宅条例（昭和35年富山県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「場合」を「入居決定者であつて規則で定めるもの」に改める。

第12条中第4項を第5項とし、第3項に次の1号を加え、同項を同条第4項とする。

(6) 第2項に規定する極度額に至るまで責任を負つたとき。

第12条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 連帯保証人は、規則で定める極度額を限度として、保証債務の履行をする責任を負う。

第20条第1項中「（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）」を削り、同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する県が負担する費用には、次に掲げる費用を含まないものとする。

(1) 畳の表替え、障子及びふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(2) 明渡しの際に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしている畳の表替え並びに障子及びふすまの張替えに要する費用

第41条第1項第3号中「^き毀損」を「毀損」に改め、同条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第44条中「第20条第3項」を「第20条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富山県営住宅条例（以下「新条例」という。）第12条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結する保証契約について適用し、施行日前に締結した保証契約については、なお従前の例による。

3 新条例第41条第3項の規定は、施行日以後に生じた利息について適用し、施行日前に生じた利息については、なお従前の例による。

議案第 52 号

富山県流域下水道条例一部改正の件

富山県流域下水道条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県流域下水道条例の一部を改正する条例

富山県流域下水道条例（昭和62年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県流域下水道事業の設置等に関する条例

第 1 条の見出しを「（流域下水道事業の設置）」に改め、同条中「下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項の規定に基づき、流域下水道」を「流域下水道事業」に改める。

第 2 条の見出しを「（経営の基本）」に改め、同条の表以外の部分中「流域下水道」を「流域下水道事業の施設として設置する流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第 2 条第 4 号に規定する流域下水道をいう。以下同じ。）」を加え、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

流域下水道事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

第 5 条を第 9 条とし、第 4 条を第 8 条とする。

第 3 条中「（昭和22年法律第67号）」を削り、同条を第 7 条とし、第 2 条の次に次の 4 条を加える。

（法の適用）

第 3 条 流域下水道事業に、地方公営企業法（昭和27年法律第 292 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する財務規定等を適用する。

（重要な資産の取得及び処分）

第 4 条 法第33条第 2 項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が 7,000 万円以上の不動

産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

（業務状況説明書類の作成）

第6条 知事は、流域下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 資産、企業債及び一時借入金の現在高
- (4) 前3号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため、知事が必要と認める事項

3 知事は、天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、事故のやんだ後できるだけ速やかにこれをしなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 53 号

市町村立学校県費負担教職員定数条例一部改正の件

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5,596 人」を「5,579 人」に、「42人」を「52人」に、「39人」を「29人」に、「273 人」を「266 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 54 号

富山県卸売市場条例廃止の件

富山県卸売市場条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

富山県卸売市場条例を廃止する条例

富山県卸売市場条例（昭和46年富山県条例第37号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

議案第 55 号

工事請負契約変更に関する件

令和元年 6 月定例県議会において議決を経た富山県立中央農業高等学校寄宿舎改築工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

契 約 金 額 変更前 589,032,000円

変更後 599,940,000円

議案第 56 号

動産取得に関する件

空港用ロータリー除雪車を次のとおり取得するものとする。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 物件の表示 空港用ロータリー除雪車（除雪幅 2.6 m 定格出力 600 P S
程度）1 台
- 2 相 手 方 富山市山室新町41番地
山室重機株式会社
- 3 取得予定価格 92,962,950円

議案第 57 号

県道路線の変更の件

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、県道の路線を次とおり変更する。

令和2年2月26日 提出

富山県知事 石井 隆一

変更する路線

区分	路線名	起 点	終 点	重要な経過地	摘要
旧	小杉婦中線	射水郡小杉町	婦負郡婦中町		
新	小杉婦中線	射水市	富山市		

議案第 58 号

建設事業に要する経費に対する市町村の一部負担の変更に関する件

昭和47年2月定例県議会で議決を経た建設事業に要する経費に対する市町村の一部負担に関する件を次のように変更し、変更後の対象事業及び負担率は、令和元年度事業から適用する。

令和2年2月26日 提出

富山県知事 石井 隆一

対象事業及び負担率の表の都市計画事業の項を次のとおり改める。

都市計画事業	街路事業費 都市計画街路総合交付金事業 県単独都市計画街路事業 都市計画街路事業推進費 流域下水道事業	事業費（事務費を除く。）から国庫支出金を控除した額の10分の5 事業費（事務費を除く。）から国庫支出金を控除した額の10分の5 事業費（事務費を除く。）の10分の4 事業費（事務費を除く。）の10分の4 事業費（事務費を除く。）から国庫支出金を控除した額の10分の5
--------	---	---

報告第 1 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第179条第1項による専決処分）

専決処分番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
1	令和元年9月23日に県道高岡小杉線 高岡市二塚地内で発生した案内看板 の飛散による車両の損傷	射水市在住1名	県が支払う額 347,831円	令和元年 12月23日
4	令和元年11月15日に滑川市常盤町地 内で発生した捜査業務中におけるガ ラス窓の損壊	東京都杉並区在住1 名	県が支払う額 6,490円	令和2年 1月7日
6	令和元年10月12日に下新川郡入善町 上野地内で発生した県有車庫のシャ ッターによる車両の損傷	富山市在住1名	県が支払う額 787,853円	令和2年 1月17日
7	令和元年11月21日に県道富山高岡線 射水市鶴塚地内で発生した道路側溝 蓋の接触による車両の損傷	富山市在住1名	県が支払う額 115,534円	令和2年 1月20日
12	令和元年10月26日に富山県林道有峰 線湖周線区間富山市有峰字村川谷割 地内で発生した落石による車両の損 傷	石川県鳳珠郡能登町 在住1名	県が支払う額 9,976円	令和2年 2月4日

報告第 2 号

地方自治法第 180 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 2 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 石 井 隆 一

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第180条第1項による専決処分）

専決処分番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
2	令和元年9月13日に高岡市下伏間江地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住1名	県が受け取る額 30,570円	令和元年 12月25日
3	令和元年10月5日に高岡市佐野地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市在住1名	県が支払う額 34,021円	令和元年 12月26日
5	令和元年11月25日に富山市婦中町長沢地内で発生した借上車両の交通事故	富山市在住1名	県が受け取る額 104,227円	令和2年 1月16日
8	令和元年11月8日に富山市新総曲輪地内で発生した警察車両の交通事故	高岡市 社会福祉法人恩賜財団済生会富山県 済生会高岡病院 射水市在住1名	県が受け取る額 99,735円	令和2年 1月22日
9	令和元年9月3日に小矢部市平桜地内で発生した警察車両の交通事故	富山市 株式会社ファミリーマート高岡営業所	県が支払う額 124,454円	令和2年 1月24日
10	令和元年10月27日に黒部市若栗地内で発生した警察車両の交通事故	石川県能美市 有限会社直人運輸 石川県小松市在住1名	県が受け取る額 629,700円	令和2年 1月29日
11	令和元年12月1日に富山市布瀬本町地内で発生した警察車両の交通事故	富山市在住1名	県が受け取る額 5,731円	令和2年 1月29日